

国有財産（株式）の一般競争入札案内

1. はじめに

- (1) 入札の参加にあたっては、国有財産（株式）売払公告、入札要領、国有財産売買契約書（案）を含む本入札案内書及び株式会社商工組合中央金庫が作成した株式売出目論見書（訂正事項があった場合には訂正事項分を含む。以下「目論見書」という。）を熟読いただき、入札者ご自身の判断により参加してください。
- (2) 入札に参加される場合は、郵送（簡易書留）又は持参により入札書及び入札に必要な書類を提出してください。
- ※ 国有財産電子入札システムを利用しての入札は行っておりませんのでご注意ください。

2. 入札物件

株式会社商工組合中央金庫 普通株式 900,950,000株

※ 本株式は非上場株式です。

本店所在地 東京都中央区八重洲二丁目10番17号
主要営業種目 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、為替取引など、その他当該業務に付随する業務
資本金 2,186億円
会社設立 1936年10月8日
決算期 3月
配当 1株当たりの配当額 3円（基準日：2024年3月31日）
※ 配当額は、将来の支払額を約束するものではありません。

3. 入札参加者の資格

株式会社商工組合中央金庫は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第6条第1項により、議決権を有することのできる株主資格が、政府のほか次のとおり中小企業組合及びその構成員並びに中小企業団体等（以下「株主資格者」という。）に限定されています。

	団体名	要件
①	協同組合、協同小組合、共済協同組合、共済協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、信用組合、協	

	同組合連合会、協同小組合連合会、火災共済協同組合連合会、信用協同組合連合会、共済協同組合連合会、共済協同小組合連合会、企業組合	
②	協業組合、商工組合、工業組合、商業組合、 商工組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会	
③	商店街振興組合、 商店街振興組合連合会	
④	生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員(※)である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については、1億円)以下、又は常用雇用者50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、100人)以下。
⑤	酒造組合 酒造組合連合会 酒造組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇用者300人以下。
⑥	酒販組合 酒販組合連合会 酒販組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下、又は常用雇用者50人(酒類卸売業者については、100人)以下。
⑦	海運組合 海運組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇用者300人以下。
⑧	輸出組合 輸入組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇用者100人(小売業を主たる事業とする者については50人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。
⑨	市街地再開発組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇用者50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。

⑩	①～⑨のうち株主であるものの直接又は間接の構成員	
⑪	都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員	
⑫	商工会議所又は日本商工会議所	
⑬	商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会	

(※) 例えば、協同組合に連合会組織が存在する場合、その連合会組織が株主であれば、その傘下の協同組合が「直接の構成員」であり、その協同組合の傘下の組合員が「間接の構成員」となり、株主資格を満たすこととなります。

上記株主資格者又は株式会社商工組合中央金庫のうち、次のいずれにも該当しない者が入札に参加できます。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 株式会社商工組合中央金庫法については 49 ページを、予算決算及び会計令については 46 ページを、国有財産法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律については 47 ページを参照願います。

4. 入札参加にあたっての留意事項

- (1) 入札に参加される場合は、必ず目論見書をご確認いただき、入札者ご自身の判断で入札してください。
- (2) 株式への投資は、価格変動リスクを伴い、売却に際しては損失が生じるおそれがあります。
- (3) 本株式の発行会社の業務や財務の状況、外部評価等に変化が生じた場合、本株

式の価値が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- (4) 本株式は、金融商品取引所に上場しておらず、将来上場される計画も令和7年3月26日現在ありません。したがって、本株式の現在及び将来の流動性は何ら保証されているものではなく、本株式の取得後の売却手段が、株主資格を有する者間での相対取引あるいは一部の証券会社における店頭取引に限定されています。また、このように換金性が乏しいことにより、損失が生じるおそれがあります。
- (5) 本株式及び発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。
- (6) 今回の入札において、証券会社店頭での本株式の取扱いはありません。
- (7) 入札手続きに要する郵送料や振込手数料等の諸経費は、全て入札者の負担となります。

5. 入札案内書等の交付

入札案内書等は、令和7年4月1日（火）から令和7年4月16日（水）午後5時までの間、関東財務局並びに株式会社商工組合中央金庫の本店及び各支店において、目論見書とともに交付します。

※ 交付場所の所在地等は61～62ページに記載。

6. 入札説明会の日時及び場所

説明会に参加をご希望の方は、事前の参加登録が必要です。
登録方法の詳細につきましては、下記の関東財務局のホームページをご確認ください。
参加登録者多数の場合、事前の登録を締め切ることがあります。

● 関東財務局のホームページのURL

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/kabushiki.html>

〈対面・オンライン併用形式〉

日 時 **令和7年4月7日（月）午後1時30分から**

場 所 ①埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 18階 大会議室

②オンライン

※ 会場案内は63ページに掲載。

※ 入札案内書等及び目論見書は、入札説明会の会場でも交付します。

※ オンラインで入札説明会にご参加いただく際は、関東財務局並びに株式会社商工組合中央金庫の本店及び各支店（交付場所の所在地等は61～62ページに記載）にて入札案内書等を事前に入手されることを推奨します。

7. 入札、開札及び落札者決定の日時、場所

(1) 入札受付期間及び場所

期 間 **令和7年4月1日（火）から**
令和7年4月16日（水）午後5時まで（必着）

※ 入札は郵送（簡易書留）又は持参によりご提出ください（交付する「郵送用封筒」（緑色：角2）をご使用ください）。

郵送先 〒330-9799 さいたま新都心郵便局留
〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局 管財第2部
統括国有財産管理官（株式入札担当）

持参先 〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 19階
関東財務局 管財第2部
統括国有財産管理官（株式入札担当）

※ 持参による提出の受付時間は午前9時から12時、午後1時から5時までです。

※ 土曜日・日曜日の受付は行いません。

※ 受付状況についてはお答えできません。

(2) 開札期間及び場所

日 時 **令和7年5月2日（金）から**
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 18階 大会議室

(3) 落札者の決定

決定日 **令和7年5月9日（金）まで**

8. 入札参加手続

(1) 入札単位、入札数量

- ① **入札単価は1円単位**としてください。円未満の端数の記入された入札書は無効となります。
- ② **入札数量は10,000株を単位**とし、単価ごとの入札数量は**10,000株の整数倍**(20,000株、30,000株、50,000株、100,000株…)としてください。
- ③ 入札者1者当たりの買受希望株式数に上限設定をしません。落札の結果、株式会社商工組合中央金庫の総株主の議決権の5%以上の議決権保有者となろうとする者は、株式会社商工組合中央金庫法第8条によりあらかじめ経済産業大臣及び財務大臣の認可が必要となります。

(2) 入札保証金の納付

- ① 入札に参加する前に**入札保証金として、入札単価に数量を乗じた金額(総額)の100分の10**に相当する金額を、関東財務局並びに株式会社商工組合中央金庫本店及び各支店から交付を受けた「振込依頼書」(3枚複写)を用いて、最寄りの金融機関の窓口から、関東財務局が指定する口座(口座番号:振込依頼書記載のとおり。)に振込により納付してください。

なお、入札単価に数量を乗じた金額(総額)の100分の10に相当する金額を超える入札保証金を納付した場合、超えた部分の入札保証金は返還します。返還は落札者決定後となりますので、ご注意ください。返還に要する期間は、下記④と同様になります。

※ 入札保証金の計算例

(400円で50万株、350円で100万株の計150万株を入札する場合)

	入札単価	数量	
No.1	400円	50万株	$400 \times 500,000 = 200,000,000$ 円
No.2	350円	100万株	$350 \times 1,000,000 = 350,000,000$ 円
		計150万株	
			$200,000,000 + 350,000,000 = 550,000,000$ 円

入札単価に数量を乗じた金額(総額) 550,000,000円	$\times 10\% (0.1) = 55,000,000$ 円	➡	入札保証金 55,000,000円
-----------------------------------	------------------------------------	---	----------------------

入札保証金の算定については、35ページの入札保証金提出額計算書のご利用を推奨します(35ページの入札保証金提出額計算書の提出は不要です)。

- ② 振込依頼書は、入札書に記載されている申込番号と同じ番号のものを使用してください。なお、振込依頼書の金額訂正はできません。

※ 金融機関の窓口にて振込手続きを行ってください。ただし、ゆうちょ銀行(郵便局)は利用できません。

※ 取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」(財務局提出用)及び「振込金(兼手数料)受取書」(依頼人保管用)を必ず受け取ってください。

「振込金(兼手数料)受取書」(依頼人保管用)は大切に保管してください。

※ 振込依頼書を用いない方法で振込手続きを行う場合は、あらかじめ17. 問い合わせ先(14ページ)に記載の電話番号までご連絡ください。

※ 振込手数料は、入札者の負担となります。

③ 開札の結果、落札となった場合は契約の締結手続きに進みます。詳細は、11. 契約の締結等(11ページ)をご確認ください。

なお、契約の締結手続きにおいて、国有財産売買契約書及び誓約書が返送期限までに到着しなかった場合、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、落札者へ返還することはできませんのでご注意ください。

④ 開札の結果、不落札又は無効となった場合の入札保証金は、入札者が指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により返還します。

なお、入札保証金の返還は落札者決定後となり、返還手続きに2週間～1か月程度期間を要しますので、ご了承ください。

※ 返還先口座名等の記入内容に不備がある等、入札者の責に帰すべき事由により、関東財務局から振込みができなかった場合、『組戻し』にかかる費用等は入札者の負担とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 入札保証金には利息を付しません。

⑥ 入札保証金を納付した後、入札書を提出されなかった場合は、入札保証金を返還します。その場合、返還先口座の確認のため下記の書類が必要になりますので、関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(株式入札担当)まで郵送(簡易書留)により提出してください。

・「入札保証金提出書(株式用)」

・「入札保証金振込証明書(株式用)」「保管金受入手続添付書」「振込依頼書」の2枚目の財務局提出用)を貼付したもの)

※ 入札保証金を納付した後、入札書を提出されなかった場合等の入札保証金の返還は落札者決定後となります。

(3) 入札方法

① 入札は、**関東財務局並びに株式会社商工組合中央金庫の本店及び各支店から交付を受けた入札書等**を使用し、郵送(簡易書留)又は持参により行ってください。

提出する書類（「入札書等記入方法」（26～34 ページ）を参照願います。）

提出書類名		個人事業者	法人	記入方法
1. 入札書 (8. 入札書提出用封筒(黄色:長3) に封入)	所定様式	○	○	P. 27
2. 株主資格証明書	所定様式	○	○	P. 28~29
3. 【構成員の場合:次のいずれか】 組合員名簿(写) 所属証明書	— 所定様式	○	○	P. 30
4. 入札保証金提出書類 ・入札保証金提出書(1枚目) ・入札保証金振込証明書(2枚目) ・保管金受入手続添付書(財務局 提出用)(振込依頼書)	所定様式 所定様式 所定様式	○	○	P. 31 P. 32
5. 住民票の写し (公告の日から3か月以内に発行 された原本)	—	○	—	—
6. 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (公告の日から3か月以内に発行 された原本)	—	—	○	—
7. 役員一覧	所定様式	—	○	P. 33
8. 入札書提出用封筒(黄色:長3)	所定様式	○	○	P. 34
9. 郵送用封筒(緑色:角2)	所定様式	○	○	—

※ 入札口数が10口を超える場合は、事前に当該入札書のコピーを取って、同一の申込番号の入札書を使用して入札してください。その際、入札保証金の納付についても、全口数に係る入札保証金を算出し、同一の申込番号の振込依頼書をご利用ください。

② 「入札書」に必要事項を記入のうえ、**入札書提出用封筒(黄色:長3)に入れて必ず封をしてください。**封筒の表面には、郵便番号、住所、氏名(法人の場合は名称、代表者の役職・氏名)及び電話番号を記入してください。

※ **入札者欄への押印漏れや入札金額の誤記がないよう、**ご注意ください。記入内容を書き損じたときは、書損じ箇所を二重線で抹消し、訂正印を押印のうえ訂正内容を記入してください。

※ また、書損、汚損等により訂正が困難な場合は、新たに入札案内書等の交付を受け、あらためて記入等を行い提出してください。

- ③ 「株主資格証明書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。
また、中小企業組合等の構成員は、株主資格を有していることを証明するため、**次のいずれかの書類**もあわせて提出してください。
- ・所属団体の組合員名簿（写）
直接の構成員の場合は、団体名が記載された表紙と入札者の名称等が記載されている名簿のページをホチキス止めしたもの、間接の構成員はこれに加え、所属する団体が所属している団体の名前が記載された表紙と所属する団体の名称等が記載されているページをホチキス止めしたもの。
 - ・所属団体が所属を証明する「所属証明書」
- ※ 「株主資格証明書」及び「所属証明書」の様式は、関東財務局のホームページからダウンロードできます。
- ④ 「入札保証金提出書（株式用）」及び「入札保証金振込証明書（株式用）」（2枚複写の書類の1枚目と2枚目）に必要事項を記入のうえ、**2枚目の「入札保証金振込証明書（株式用）」へ上記（2）の振込みの際に受領した「保管金受入手続添付書」（「振込依頼書」の2枚目の財務局提出用）を貼付してください。**
- ※ 入札保証金返還口座については、入札保証金を返還するために必要となりますので、正確に記入してください。なお、口座名義人は入札者氏名と同一にしてください。
記入内容を書き損じたときは、書損じ箇所を二重線で抹消のうえ訂正内容を記入してください。
- ⑤ 入札者が個人事業者の場合
入札者が個人事業者の場合は、「住民票の写し」を提出してください。
- ⑥ 入札者が法人の場合
入札者が法人の場合は、当該法人の名称、目的、役員及び支配人の欄（区）の現在事項が記載されている「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」及び「役員一覧」を提出してください。
なお、「役員一覧」には「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」に記載されている役員（取締役、監査役等）及び支配人全員について記入してください。
記入漏れ、提出漏れがないようご注意ください。
- ※ 「役員一覧」の様式は、関東財務局のホームページからダウンロードできます。
- ※ 入札参加資格確認のために当該法人の役員及び支配人の「住民票の写し」を提出していただく場合があります。この場合には、別途指定する期限までに役員及び支配人の「住民票の写し」を提出してください。

⑦ 下記の書類を「郵送用封筒」（緑色：角 2）に入れてください。封筒の裏面には、今後の手続きにあたって郵便のやりとりができる郵便番号、住所（郵便物送付先）、氏名（法人の場合は名称、担当部署名、担当者名）及び電話番号を記入してください。

- ・ 入札書を封入した「入札書提出用封筒」（黄色：長 3）
- ・ 「株主資格証明書」
- ・ 中小企業組合等の構成員にあつては、上記③に記載の株主資格を有していることを証明する書類（「所属団体の組合員名簿（写）」又は「所属団体が所属を証明する所属証明書」）
- ・ 「入札保証金提出書（株式用）」
- ・ 「入札保証金振込証明書（株式用）」（保管金受入手続添付書（財務局提出用）を含む。）
- ・ 個人事業者にあつては、「住民票の写し」（公告の日から 3 か月以内に発行された原本）
- ・ 法人にあつては、「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」（公告の日から 3 か月以内に発行された原本）及び「役員一覧」

※ 入札書提出用封筒（黄色：長 3）の中に入れるのは入札書のみとし、他の書類は入れないでください。

※ 入札保証金の納付にあたり、交付を受けた「振込依頼書」を用いない場合であっても、入札者が振込の明細等の納付事実を証する書類を提出し、入札担当官等が納付事実を確認できる場合は、交付を受けた「振込依頼書」を用いない入札保証金の納付について認めます。

この場合、当該証する書類を保管金受入手続添付書（財務局提出用）に替えて入札保証金振込証明書に貼付し、提出してください。

※ 今後の手続きにあたって郵便のやりとりができる住所（郵便物送付先）が登記上の住所と異なる場合は、ホームページの会社概要など確認できる資料も同封してください。

⑧ 入札書及び入札に必要な書類を入れた郵送用封筒（緑色：角 2）を関東財務局管財第 2 部統括国有財産管理官（株式入札担当）宛に、郵送（簡易書留）又は持参により提出してください。

令和 7 年 4 月 1 6 日（水）午後 5 時まで（必着）に到着しない入札書は受付できませんので、余裕をもって早めに提出してください。

提出された入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

ただし、入札に必要な書類については、入札受付締切日時までの提出が困難なものがある場合であつて、入札担当官等が適当であると認めた場合に限り、当該書類については別途指定する期限までの提出を認めます。当該期限までに当該書類が到着しなかった場合、その入札は無効となります。

9. 入札の無効

入札要領第8条（23～24 ページに記載）の規定に該当する入札は無効とします。

10. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

開札の結果、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の10の規定に基づき、**国の予定価格（最低売却価格）を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもって決定します。**

また、落札となるべき同一単価が2口以上あるときは、その入札数量が多い者から落札し、入札数量が同一である場合には、当該入札者の引く「くじ」で決定します。この場合において、当該入札者のうち「くじ」を引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員が「くじ」を引き落札者を決定します。

この結果、最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の数量と合算して売払数量（900,950,000株）を超えるときは、その超える数量については落札がなかったものとし、入札数量と異なる落札株式数を割り当てられたとしても、異議を申し立てることはできません。

(注) 予算決算及び会計令臨時特例については、46 ページを参照願います。

(2) 開札結果の通知

開札結果は、文書により入札者全員に通知します。

文書は、令和7年5月9日（金）までに発送します。

なお、結果照会はお受けできませんのでご了承ください。

※ 国の予定価格（最低売却価格）は、公表しません。

11. 契約の締結等

(1) 落札者との売買契約の締結は、契約担当官関東財務局長との間で行います。

(2) 落札者には、上記3.(3)の者に該当しない旨の「誓約書」を提出していただきます。

(3) 落札者は、**令和7年5月19日（月）まで（必着）**に、開札結果の通知とともに郵送する国有財産売買契約書に記名押印及び誓約書に記名のうえ返送（簡易書留）してください。

国有財産売買契約書及び誓約書が返送期限までに到着しなかった場合、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、落札者へ返還しません。

お早めにご返送くださいますようお願いいたします。

※ 保管金払渡請求書（詳細は、下記（7）をご確認ください）及び株式名義書換請求書兼株券不所持申出書（詳細は、下記 13.（3）をご確認ください）もあわせてご返送ください。

※ 上記期限までに国有財産売買契約書及び誓約書の返送があった場合であっても、契約担当官等が契約関係書類（保管金払渡請求書及び株式名義書換請求書兼株券不所持申出書を含む）を虚偽又は不完全であると認めた場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、落札者へ返還しません。

※ ご返送いただいた国有財産売買契約書に関東財務局で押印のうえ、1通を郵送します。下記 12. に記載の納入告知書は別封筒での送付となりますのでご注意ください。

- (4) 売買契約及び株式の名義書換は、入札書に記入された入札者名義で行います。落札後の変更はできません。
- (5) 国有財産売買契約書（案）及び誓約書については、41～45 ページのとおりです。
- (6) 売買代金以外にも国有財産売買契約書の国への返送料金等、当該契約の締結及び履行に要する諸経費は、全て落札者の負担となります。

(7) **落札となった場合は、既に納付した入札保証金を契約締結時に契約保証金に充当します。**契約保証金は、落札額（契約金額）の100分の10に相当する金額とし、**新たに契約保証金の納付は要しません。**

また、契約保証金は、その全額を売買代金の一部として充当します。

なお、一部落札により落札額（契約金額）の100分の10に相当する金額を超える部分が生じた場合には、当該金額については、入札者が指定した金融機関の預貯金口座に振り込む方法により返還します。

※ 契約保証金の売買代金への充当には、国有財産売買契約書とともに郵送する「保管金払渡請求書」の提出が必要となります。

※ 契約保証金には、利息を付しません。

- (8) 契約手続きに関する照会及び書類の提出につきましては、関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（株式入札担当）までお願いします。

※ 詳細は、開札結果の通知とともに送付する「契約に関するご案内」をご確認ください。

12. 売買代金の納付

令和7年6月5日（木）までに、売買代金と契約保証金との差額（契約金額の100分の90に相当する金額）を国が発行する納入告知書（財務省会計センターから直接送付）により納付してください。

※ 上記期限までに納付されなかった場合、売買契約を解除するとともに、契約保証金は国庫に帰属し、契約者へ返還することはできませんのでご注意ください。

お早めに納付くださいますようお願いいたします。

13. 株式の名義書換

- (1) 国から買受人（落札者）への株式の譲渡に伴い、株式の名義書換が必要になります。
- (2) 株式会社商工組合中央金庫は株式に係る株券を発行していますが、今回の売却においては、名義書換請求の際に、買受人（落札者）から会社法第217条に基づく株券不所持の申出をしていただくこととしています。
- (3) 名義書換及び株券不所持の申出には、国有財産売買契約書とともに郵送する「株式名義書換請求書兼株券不所持申出書」の提出が必要となります。同用紙に、株主名簿に登録する郵便番号、住所、氏名又は名称及び電話番号を記入し、届け出る印鑑を押印して提出してください。ただし、住所、氏名又は名称は、必ず売買契約書の買受人（落札者）と同一としてください。
「株式名義書換請求書兼株券不所持申出書」を上記11. 契約の締結等に記載の国有財産売買契約書及び誓約書等とあわせて、返送してください。
- (4) 売買代金の納付が確認された後に、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が、買受人（落札者）から提出していただいた「株式名義書換請求書兼株券不所持申出書」に基づいて、**国から買受人（落札者）への名義書換を令和7年6月12日（木）までに行います。**
- (5) 名義書換完了後、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社から、「株券不所持申出の受理ご通知」が郵送されます。
- (6) 名義書換完了後であれば、買受人（落札者）は、いつでも、株式会社商工組合中央金庫に対して株券の発行を請求することができます。（名義書換事務作業中の株券交付請求は受けられません。）
詳細は、株式会社商工組合中央金庫の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711
所在地 東京都千代田区丸の内1-4-5

※ 入札申込み時に株主資格者であった入札者が株式を落札し、株主名簿を名義書換するまでの間に株主資格を喪失した場合は、株式を自己の名義に書き換えることができません（株主名簿上の株主になることができません）ので、株主総会の議決権や剰余金配当請求権等を行使することができません。

（注）会社法については、48 ページを参照願います。

14. 入札結果の公表

入札全体の結果については、公表する場合があることをご了承願います。その場合でも、入札者が特定できる情報については、公表しません。

15. 個人情報の取扱い

入札の参加のために提出された入札書及び入札に必要な書類に記入された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、本件入札手続きのために取得した個人情報は、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報を提供することがあるほか、上記 13. の株式の名義書換に必要な株主資格の確認のため、株式会社商工組合中央金庫及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社へ情報を提供します。

16. 株式の譲渡

買受人（落札者）が本株式を取得後、第三者に譲渡する場合には、株主資格を有する者間での相対取引あるいは一部の証券会社における店頭取引により行うことができます。

取引方法の詳細につきましては、下記の株式会社商工組合中央金庫のホームページをご確認ください。

●株式会社商工組合中央金庫のホームページのURL
<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/trade/>

17. 問い合わせ先

本件入札に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（株式入札担当）
電 話 048-600-1220
所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館